

事後評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	海岸事業(海岸環境整備事業)					
地区名	伊良湖港伊良湖地区					
事業箇所	愛知県田原市					
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> 伊良湖港海岸は、渥美半島の豊かな自然を背景に、多くの人々が訪れる重要な観光地となっているものの、波浪による海岸浸食により天然の砂浜は年々失われ、海岸線の後退が大きな問題となっていた。 伊良湖港海岸は、日常的に海岸を散策する人も多いうえ、年間を通じて海水浴、魚釣り等の海洋性レクリエーションが盛んであることから、砂浜の回復を目的とし、海岸侵食対策として離岸堤及び突堤(潜堤)を整備したものである。 					
事業目標	【達成(主要)目標】 <ul style="list-style-type: none"> レクリエーション等の利用の向上 アメニティ向上・存続 【副次目標】 (事前評価時に設定した場合、記載する) 特になし					
事業費	事業費		内訳			
	8.4億円		■工事費8.4億円、□用補費 億円、□その他 億円			
事業期間	採択年度	平成 8年度	着工年度	平成 8年度	完成年度	平成 20年度
事業内容	離岸堤 L=130m 突堤(潜堤) L=192m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 伊良湖港海岸の利用者数は、施設規模見直し時に想定した計画利用者数 100,000 人/年を上回る 110,000 人/年程度の利用がなされている。 (1) レクリエーション等の利用の向上 海水浴利用、トライアスロン等の各種イベント、隣接するホテルの宿泊客、伊良湖港海岸周辺の観光客等の立ち寄り場所として散策や眺望など、多くのレクリエーション利用がなされている。 (2) アメニティの向上 平成 25 年 8 月 10 日、11 日に実施したアンケート調査結果から、海水浴客は約 7 割が愛知県内からの利用者であり、残りの約 3 割は愛知県外(遠くは大阪府、長野県、東京都)であることが確認され、遠方からも多くの人々が海水浴を楽しみに訪れていることが確認された。また、砂浜の回復効果により約 9 割の人が「今後も海水浴場を利用する」と回答しており、伊良湖海水浴場の美しさ、快適さが利用者に浸透していることが確認された。 【達成状況に対する評価】 多くの利用者が訪れ、地域の人々にも親しまれる空間を創出していることに加え、遠方からも多くの観光客が訪れる場所となっていることから、整備効果を十分に発揮しているといえる。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 — 【達成状況に対する評価】 —				

②事業効果の発現状況	【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】				
			再評価時 (H17)	実績	備考
	事業期間		H8～H19	H8～H20	
	事業費 (億円)	工事費	14.8 億円	8.4 億円	
		用地補償費			
		その他			
		合計	14.8 億円	8.4 億円	
	効果の算定要因	利用者数	10 万人/年	約 11 万人/年	H25.8 調査
	<p>【事業期間に対する評価】 平成 8 年に事業着手し、平成 19 年に完了する計画（再評価）であったが、防災関連への集中投資等から事業費が順調に確保できず、1 年遅れ平成 20 年に事業が完了した。</p> <p>【事業費に対する評価】 砂浜の回復が順調に進んだこと、海水浴客が減少したことから計画規模の見直しを行い 14.8 億円（H17 再評価時）から、8.4 億円に削減し、6.4 億円のコスト削減が図られた。</p> <p>【効果の算定要因に対する評価】 伊良湖港海岸の利用者数は、施設規模見直し時に想定した計画利用者数 100,000 人/年に対し、近年の利用者数は海水浴利用に加え、トライアスロンをはじめとする各種イベントや隣接するホテル等の宿泊客、伊良湖岬周辺の観光客等の立ち寄り場所として散策や眺望として利用され、110,000 人/年程度の利用者数となっており、地元住民だけでなく、遠方からも多くの観光客が訪れ、海水浴を中心に様々なイベントが開催されるなど幅広い利用がなされている。</p>				
	③事業実施による環境の変化	地域に与えるマイナス影響はなし。また、工事中・工事後の海洋への悪影響もありません。			
Ⅲ 対応方針（案）					
今後の事後評価の必要性	事業目標を達成しており、事業の有効性は認められるため、今後の事後評価は不要と考えられる。				
改善措置の必要性	事業の効果は十分発現しており、地元住民や利用者へのヒアリングでも事業実施による効果が確認できていることから、改善措置の必要性はない。				
同種事業に反映すべき事項	同種業務に反映すべき事項はない。				
Ⅳ 事業評価監視委員会の意見					
Ⅴ 対応方針					